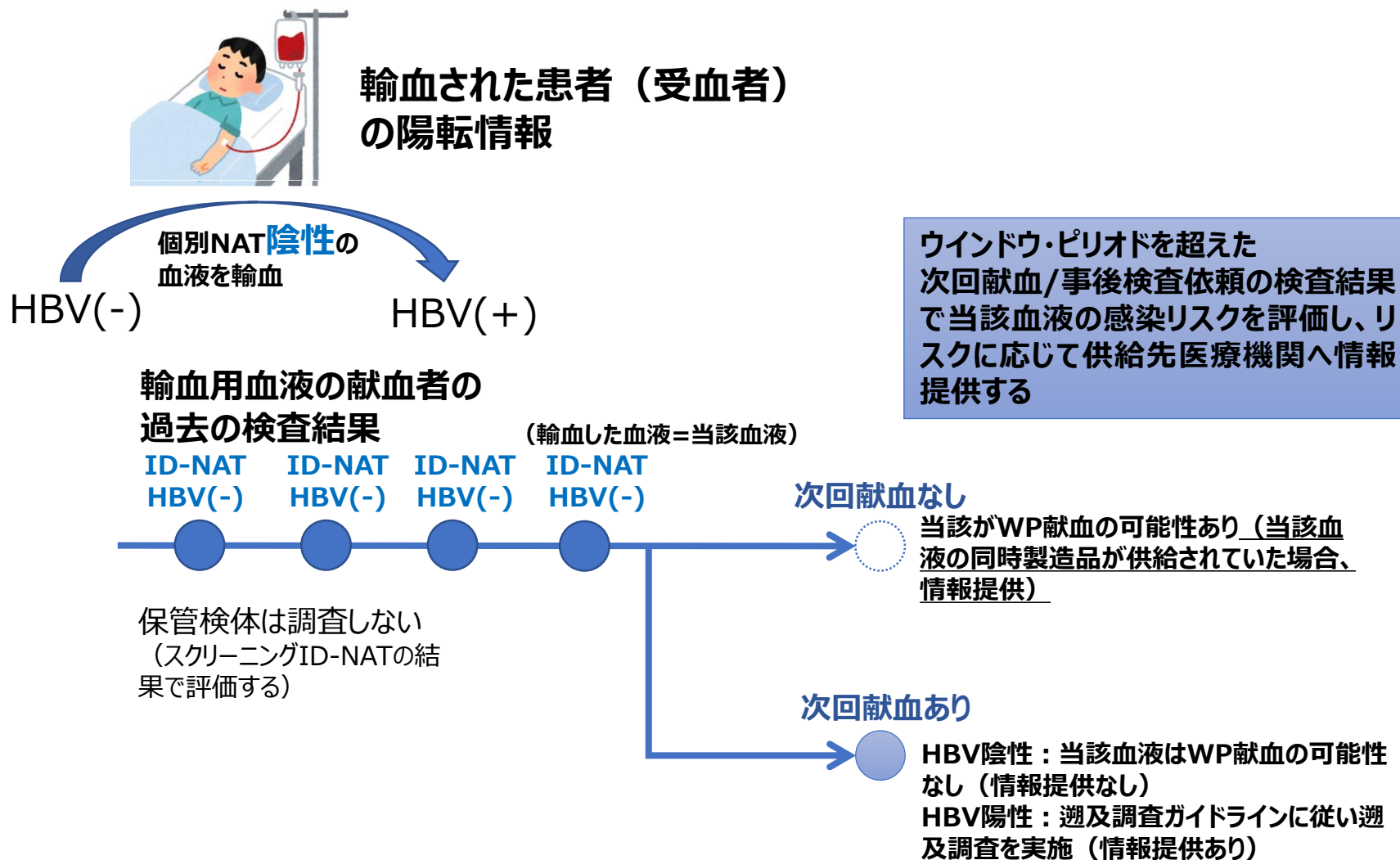


令和3年9月8日
令和3年度第7回採血事業浜口班
補足資料

医療機関発の感染疑い報告 の対応について

日本赤十字社 血液事業本部

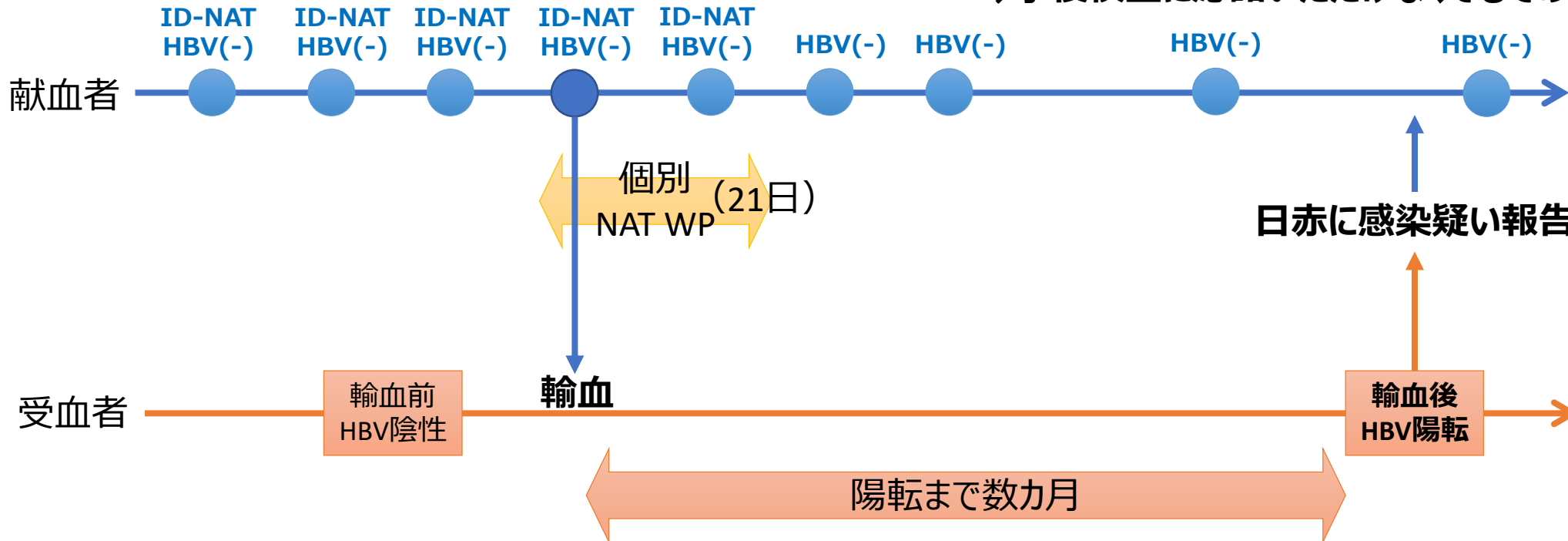
医療機関発の遡及調査対応手順



医療機関からの輸血感染疑いの対応（個別NAT時代）

被疑製剤は通常複数本～多い時は100本以上あり、すべての被疑製剤の献血者について同様の対応を実施

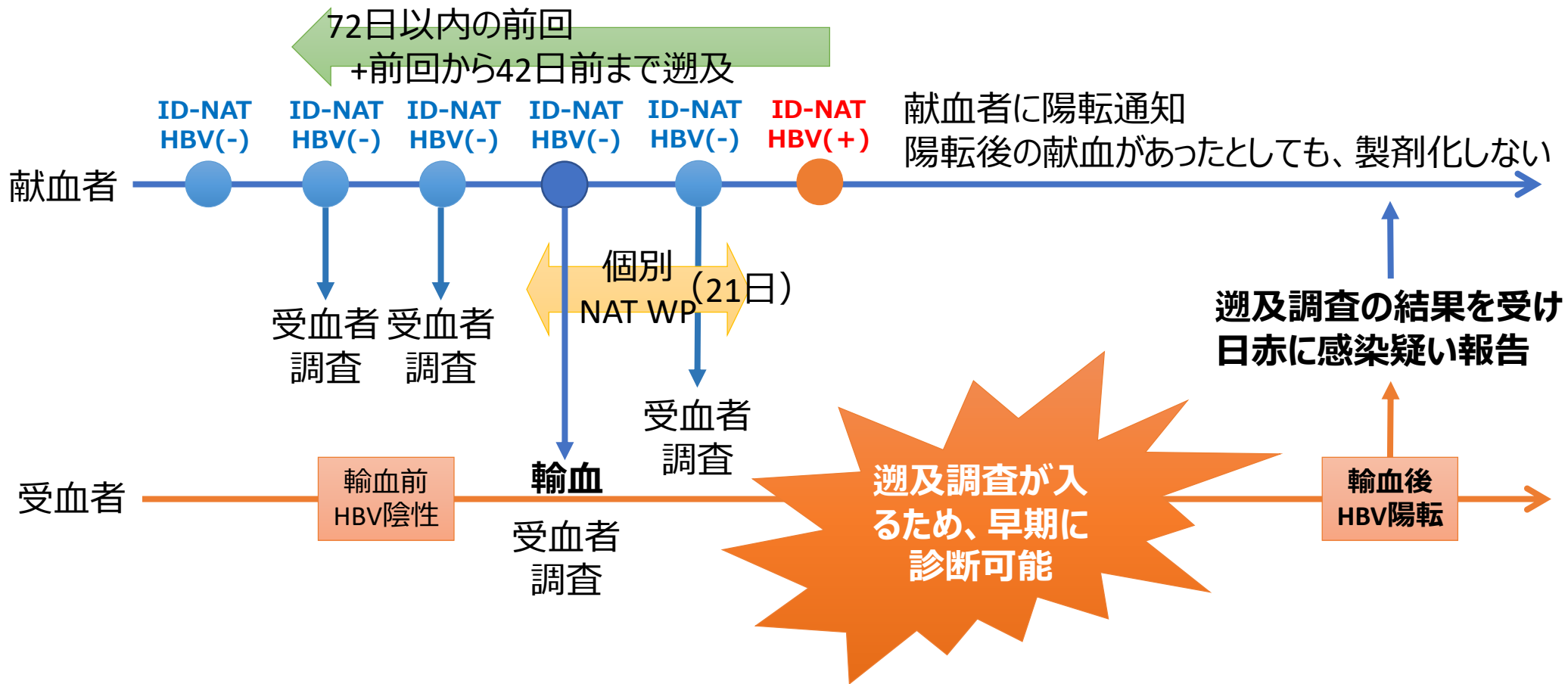
被疑製剤



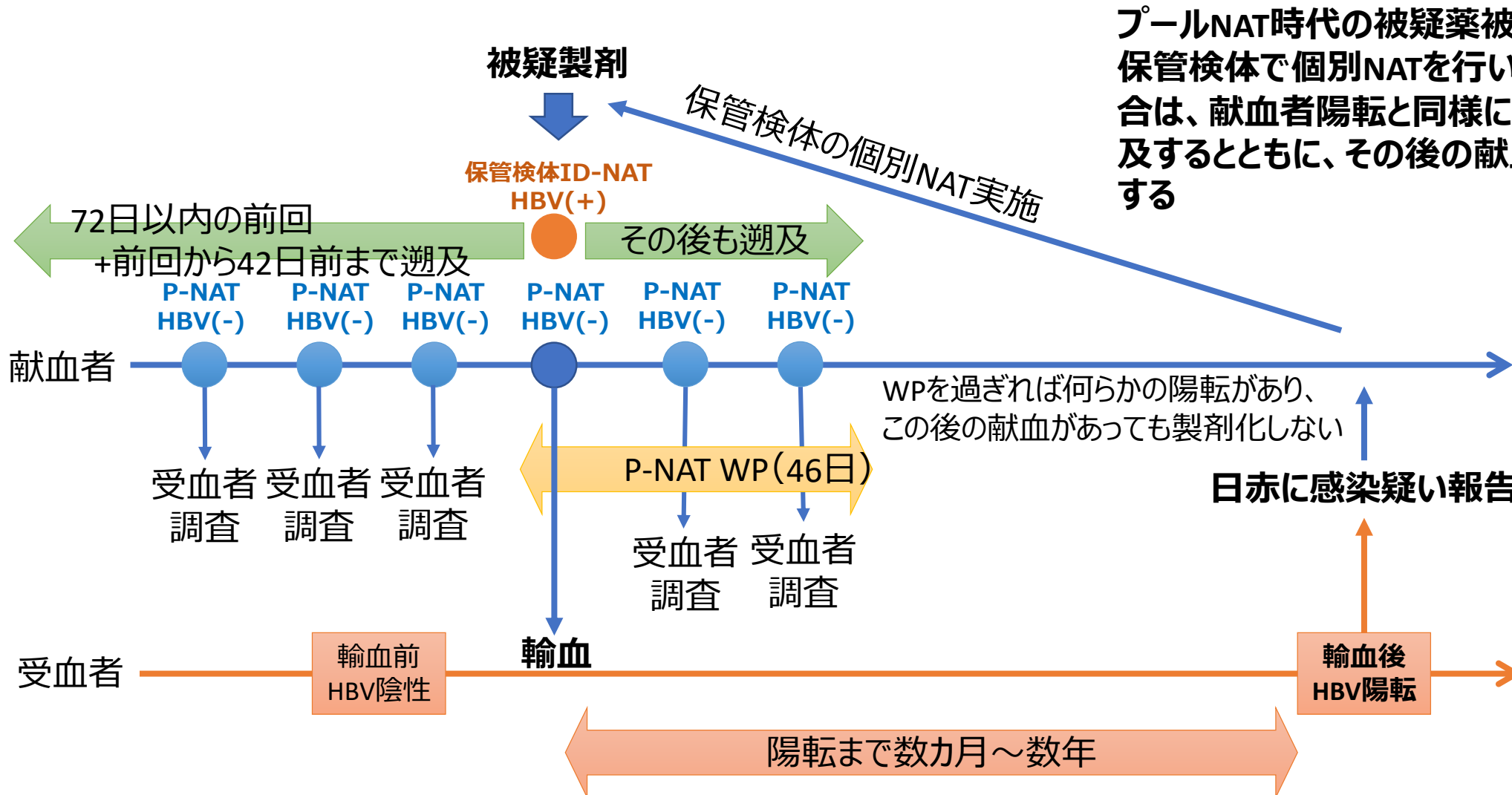
ウィンドウ期を超えた献血の有無を確認
→その後の個別NAT及び血清学検査陰性により、被疑薬がウィンドウ期にあった可能性は否定される
(感染疑い報告があった時は、すでに再来献血でウィンドウ期が否定されていることが多い)
→再来献血がなければ事後検査を依頼
→事後検査に応諾いただけなくてもその後の献血確認を継続

献血者陽転に基づく遡及調査（個別NAT時代）

個別NATウィンドウ期後、陽転が認められた場合は遡及調査の対象になる



医療機関からの輸血感染疑い 被疑製剤の血液がプールNAT時代の場合



プールNAT時代の被疑薬被疑薬については、保管検体で個別NATを行い、陽性となった場合は、献血者陽転と同様に過去の献血を遡及するとともに、その後の献血についても遡及する

献血者陽転に基づく遡及調査（プールNAT時代）

その後の献血でNAT陽転が認められれば遡及調査を実施済みであり、それにより受血者感染の有無が判明

